

ごみ排出者・排出事業者の皆様へ

2019年10月1日から 一般廃棄物処理手数料 (ごみ処理手数料)を改定します

手数料改定に伴いまして、現在皆様にご負担いただいております「ごみ処理手数料」が変わります。2019年10月1日以降にご負担いただく手数料につきましては、**現在契約されている一般廃棄物収集運搬業許可を受けた業者(許可業者)にご確認いただき、適正な料金負担についてご理解とご協力をお願い致します。**

皆様が、許可業者と契約されている場合、許可業者に対し支払われている料金は、①奈良市がごみを処理するための手数料(ごみ処理手数料)②許可業者がごみを運ぶための料金(収集運搬料金)が含まれています。(下図参照)このうち①ごみ処理手数料を改定します。



2019年10月1日から奈良市の「ごみ処理手数料」を
10kgあたり100円から160円に改定します。

※事業者自ら奈良市環境清美センターに搬入する場合
も10kgあたり100円から160円に改定します。

※10kg未満は10kgとみなします。

(問い合わせ先)

奈良市 環境部 廃棄物対策課 0742-71-3001
環境政策課 0742-34-4591



手数料改定 Q & A

Q1 許可業者にごみの収集運搬を委託していますが、どう影響するのですか。

A1 皆様にごみの収集運搬を許可業者に委託する場合に支払う料金には、市がごみを処理するための「ごみ処理手数料」と、許可業者がごみを運ぶ「収集運搬料金」が含まれています。今回の「ごみ処理手数料」改定後にごみの処理料金がいくらになるかは、現在ご契約されている許可業者にご確認ください。

Q2 自分の店舗はごみをほとんど出さないが、料金は上がりますか。

A2 許可業者との契約内容にもよりますが、ごみの量や収集回数などが少なくても料金は上がると考えられます。契約されている許可業者にご確認ください。

Q3 事業活動に伴い排出されるごみを、自分で奈良市環境清美センターへ搬入しているが、今回の改定は関係ありますか。

A3 市の処理施設に自ら搬入している場合も、ごみ処理手数料は上がります。「事業系ごみ」は、10kgあたり160円になります。

Q4 共同住宅に住んでいる者ですが、ごみの収集は許可業者に依頼しています。今回の改定は関係ありますか。

A4 ごみの収集運搬を許可業者に依頼されている場合は、料金は上がると考えられ、今回の改定に関係があります。契約されている許可業者にご確認ください。

Q5 今回配布されたリーフレットが欲しいがどうすればいいですか。

A5 奈良市のホームページにてPDF版のリーフレットをダウンロード出来ます。下記ページを開き、ダウンロードしてください。また、**奈良市廃棄物対策課の窓口**(奈良市左京五丁目2番地 奈良市環境清美センター事務厚生棟2階)、又は**奈良市環境政策課の窓口**(奈良市二条大路南一丁目1-1 奈良市役所北棟6階)でも用意しております。【参照ページ:奈良市トップページ→くらし→環境・ごみ・リサイクル→持込ごみ処理手数料の改定について(お知らせ)】

許可業者との契約者が、貴事業者と異なる場合(例:本店、本社等での契約、組合単位での契約、入居している建物の管理者など)は、契約担当者に確実にお伝え下さい。